都道府県各 保健所設置市 衛生主管部(局) 御中特別区

厚生労働省新型コロナウイルス感染症 対策推進本部

## 保健所の業務継続のための体制整備について(補足)

新型コロナウイルス感染症対策については、「保健所の業務継続のための体制整備について」(令和2年3月13日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)(以下「3月13日付け事務連絡」という。)により、保健所の体制整備に向けた御検討をお願いしているところですが、3月13日付け事務連絡については、別添のとおり総務省を通じて各都道府県及び各政令指定都市の総務担当部局長にも情報提供されているところあるので、お知らせします。これを踏まえ、保健所のみならず地方衛生研究所等の新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいる関係機関の体制整備を進める際には、衛生主管部局以外の部局の協力も得て、全庁的な対策を講じていただくようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策については、引き続き、厚生労働省として遅滞なく支援を行うこととしていることを申し添えます。

事務連絡

各都道府県

総務担当部局長 殿

各政令指定都市

総務省地域力創造グループ地域政策課

## 新型コロナウイルス感染症への対応について

厚生労働省から別添のとおり、「帰国者・接触者相談センターの運営について」「保健所の業務継続のための体制整備について」の通知を行っておりますので、総務担当部局にも情報提供させていただきます。

(添付資料)

- <厚生労働省>
- ○帰国者・接触者相談センターの運営について
- ○保健所の業務継続のための体制整備について

(連絡先)

総務省地域力創造グループ地域政策課

TEL:03-5253-5523

e-mail:chisei@soumu.go.jp